

平成24年第13回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時	平成24年11月5日（月） 午前10時00分から午前11時08分まで	
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 3階 第1委員会室	
出席委員	委員長	山田 喜一郎
	委員長職務代理者	小川 浩美
	委員	藤田 照治
	委員	藤田 正実
	教育長	山本 佳洋
事務局出席者	教育部長	安田 正治
	次長（管理担当）	大塚 文博
	次長（指導担当）	杉本 武一
	管理監（人権教育担当）	西川 比佐夫
	管理監（行政改革推進担当）兼教育総務課長	菊田 宗高
	学校教育課長	西村 文一
	教育総務課総務企画係長	田原 聖史
書記	教育総務課長補佐	岡根富美代

議決事項は次のとおりである。

1. 協議事項

（1）議案第53号 甲賀市特認校制度実施要綱の制定について

2. その他、連絡事項など

（1）金属片混入の可能性に伴う給食提供の中止について

(2) 平成24年第14回(11月定例)教育委員会について

◎教育委員会会議

〔開会 午前10時00分〕

管理担当次長 それでは、ただ今から、平成24年第13回甲賀市教育委員会臨時会を開催させていただきます。

管理担当次長 はじめに、平成19年7月31日甲賀市教育委員会主催の行事で尊い命を亡くされました美馬沙紀さん、藤田真衣さんのお2人のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。黙祷。

(一同 黙祷)

管理担当次長 ありがとうございます。

続きまして、甲賀市市民憲章の唱和をよろしくお願いいたします。

(一同 市民憲章唱和)

ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山田委員長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いします。

委員長 開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

早や11月を迎え、今年もあと2ヶ月となりました。庭の花壇のキンモクセイの香りが、毎朝私を送り出してくれます。朝晩の空気は確実に冷たくなり、季節は秋から冬へ向かっています。時が過ぎるスピードは、重ねる年の2乗くらい早いのではないかと思います。

本日は大変お忙しいところ、第13回教育委員会臨時会にご出席いただきまして、ありがとうございます。

先日、電話で話して済まそうか、それともすぐお会いして話したほうがよいかと迷う出来事がありました。電話でも済みそうなお詫びの件でしたが、私の父は、「何事も迷ったらすぐ行動せよ」とよく言っていたので、即お伺いしました。

人間、誰でも嫌なことは避けたいくなるものです。人付き合いで気ま

ずくなった時なども、なるべく会わずに済ませたくなるものです。そんな時、電話やメールは大変便利な手段のように思えます。しかし、特にメールのように文字だけに頼ったコミュニケーションは、文字そのものが非常に大きな力を持ってしまい、言葉が武器となってお互いを傷つけあう可能性があるというデメリットも持ち合わせています。

直接出会って話すと、その場の雰囲気、相手の表情や仕草など言葉以外の手がかりから多くの情報を感じ取ることができると思います。ですから、特に言いにくい一言を伝える場合には、あえて会って話すこと、そしてすばやく行動することが必要です。会うことで口調や話の進め方を調整できれば、うまくいく場合が多いということ覚えておいていただきたいと思います。

また、管理職には何事も適正な判断と実行力が求められますが、職場の上下関係、人付き合いにおいてもしっかりとわきまえておくことが必要です。上司や部下と仲良くなって親しく言葉を掛け合うのはいいのですが、公私を問わず上下関係をしっかりとわきまえておくことが、職場の人間関係をスムーズにする一番の秘訣といえると思います。多少親密になったからといって、上司や先輩に対する馴れ馴れしい言葉遣いは慎む必要があります。どんな人に対しても同様です。例え相手が年下であっても一線を画しておくことが重要で、親しくなり過ぎたためにかえって仕事にマイナスとなることもあります。言葉遣いひとつで相手の気持ちを大きく変えます。お互いの気持ちをわかり合える言葉は、難しく重要だと思ったところです。

委員長 それでは、協議事項に移らせていただきます。（１）議案第５３号 甲賀市特認校制度実施要綱の制定について、説明をお願いします。

学校教育課長 （１）議案第５３号 甲賀市特認校制度実施要綱の制定について、資料１に基づきその提案理由を申し上げます。

（資料１により説明）

委員長 ただ今、説明のありました（１）議案第５３号 甲賀市特認校制度実施要綱の制定について、何かご意見、ご質問等ございますか。

委員 要綱第6条第1項で、「通学にあたっては、公共交通機関の利用を含め、保護者の責任において行うこと」となっています。保護者の責任とは具体的にどのような中身になっているのでしょうか。また、通学補助等について何らかの検討をする必要があると考えますが、検討されている内容があればお伺いしたいと思います。

教育部長 提案させていただいております本要綱第6条の部分での2点のご質問でございますが、保護者の責任という部分で基本的に特認校に通っていただく場合の交通手段については、いくつか考えられますが、自家用車なり交通機関なり、徒歩はあまり多くないところでございますが、保護者の責任において、保護者による送迎や公共交通機関による通学など、通学手段の判断を行っていただきたいということを、定めさせていただいております。

もう1点の通学補助の部分でございますが、地元説明会のなかでも出ていた部分でございますが、一定、市のほうでも前向きに措置を講じていきたいと思っているところでございます。具体的な部分を検討し、別途要綱で定められればと思っております。

委員長 他に何かございますか。

委員 特認校の指定となる地域の方からどのような意見が出て、この制度にどのように活かされたのか。また、制度の実施にあたって、国や県なりの支援や教員の配置に対しての補助があるのか、2点についてお伺いします。

管理担当次長 説明会につきましては、10月24日から11月2日にかけて、7回開催させていただき、出席者は93人でありました。全般的に、特認校制度導入に対しての否定的なご意見はなく、どの会場におきましても肯定的な受け止め方をさせていただいたと感じております。

そのような中で、主なご意見、ご質問では、やはり通学区域外からの通学をされるということから、通学補助の要望が多くありました。これにつきましては、先ほど部長が答弁しましたように、前向きに何らかの検討をするということで、それぞれの会場でお答えさせていただ

だいたところでございます。

また、23校中5校と決めた理由についてのご質問については、概ね50人以下の小学校ということで、今回指定をさせていただいたというお答えをさせていただきました。

また、特認校制度を導入するにあたって、どの程度の見込みがあるのかというご質問もいただきました。事務局としては、この制度を実施していくうえで、多くの児童の就学を望んでおりますけれども、現時点では推定が難しいとお答えさせていただきました。

また、実際スタートして、本当にゼロだったらどうするのかというご意見もいただきましたけれども、要綱にもありますように、毎年評価を行って、必要に応じて関係者と協議を行うなかで制度の見直しを行っていくことを定めさせていただいているということを述べさせていただきました。

また、このような制度の県内外での状況はどのようになっているのかというご質問もいただきました。県内につきましては、近江八幡市の沖島小学校で実施をされており、2名が就学されているという事例がございます。全国的には、地方ばかりではなく、街でもドーナツ化現象といわれる小学校で取り入れられているというお話をさせていただきました。

また、特認校から特認校への就学ができるのかというご質問もいただきました。これについては、少人数の児童を増やすために行う制度ですので、基本的には特認校から特認校への就学は出来ないというお話をさせていただいたところでございます。

その他、この制度の説明について、もっと早い時期に行っていただきたいかったというご意見も、ある会場ではいただきました。

委員ご質問の、国、県の支援や補助、あるいは先生の配置等については、この制度の導入につきましては、平成9年1月に文科省から弾力的な運用ということで通知を打ち出されたのですが、その制度の実施については、現在のところ補助や支援はありません。

教育長

補足を含めて申し上げます。まず、県あるいは国の支援ですが、次長が申し上げましたように、支援はございません。現行法の範囲内で、市で独自に必要なならば、職員配置をしていかなければならない制度でございます。

来年度が初年度になりますので、県に特認校の話はしておりますけれども、今のところは県から何人か教員を配置いただく要望はしておりませんし、その必要も今のところはないと考えております。

いずれにしましても、文科省からは、平成9年に通学区域の弾力的な運用について、少子化や子どものニーズにあった学校環境をという観点から、そのような通知が出されております。地域においては、教育環境の整備に関わる課題もございますので、そのような地域のニーズに則る制度でございます。

2点目の5校を特認校に決めたその意図についてですが、特に、学校再編との関わりがやはり地域の皆様方には関心事でございます。基本的に小学校は、地域とともに教育をするという特性を色濃くもっておりますことから、出来得ればそれぞれの地域で育ててこられた学校が、その地域にこれからもあり続けて、そしてそのなかで地域の子ども達と一緒に育てていくという事が非常に望ましいと考えているところでございますが、ただもうひとつ、学校には友達同士で学びあう、磨きあう、共に育つというところに大きな意義がございます。その意義が、例えばひとり学級でありますと、子ども達が磨きあうという場面が非常に設定しにくいということも事実でございます。そういうことから、再編に直結するものではございませんけれども、今一度、やはり極めて小さな規模の学校に市内から集まっていただいて、学校としての意義が果たせるような教育環境にならないかということで、取り組もうとしているところでございます。

特に5校につきましては、平成30年までの児童数の推計がでておりますけれども、益々規模が小さくなっていく状況でございます。何とかもう一度、この制度をもって子ども達に選んでいただける学校を

目指していきたいと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、再編ありきではなく、特認校の制度で小さな学校の活性化を図っていきたい。そして小さな学校ならではの教育機能が子ども達に提供できる学校として蘇らせたいという思いのなかで定めた特認校でございます。

それから、「ゼロならどうするのか。」ということは、言い換えますと「将来の再編はどうなるのか。」という思いでの発言だということでございます。なかには、「特認校を何年間か行うことでこの間は再編はしないんですね。」つまり、「学校は残るんですね。」という思いのなかでいていただく方もいらっしゃるような聞いているところでございます。この要綱第12条にありますように、ゼロの場合も想定しながら毎年制度について評価を行い、現状を地域の方と共有し、今後どうするのかということについて評価をしていきたいと考えております。即再編に繋がるかどうかわかりませんが、この制度に限界があると皆さんに認めていただいた場合は、やはり次のステップに移っていく必要があると考えているところでございます。

委員長

他に何かございませんか。

委員

要綱の第8条の特認校にかかる申請ですが、この制度の説明会を開かれたということですが、市内対象の保護者や児童の方に、どのような手段で周知徹底を図られるのでしょうか。ホームページの話も含めてお聞かせいただきたいと思えます。

学校教育課長

次年度の受付につきましては、11月15日から来年の1月11日までを申込受付期間とさせていただきます。次年度の小学校1年生から6年生の対象となる児童の保護者の方で、現在、保幼の年長児から小学校5年生までの保護者の方につきましては、園児、児童を通じてリーフレットの配布を行い、また地域住民を含む市民の方につきましては、市のホームページで公開するとともに、あいこうか11月15日号で制度にかかる周知をさせていただく予定でございます。

さらに、11月から、甲賀市の地域情報基盤の整備に伴い「きらめ

きこうか」として行政情報番組がリニューアルしたことから、水口地域をはじめ、一部甲南地域の約2,000世帯を対象に、特認校制度についての概要や各学校での映像を放映させていただく予定であります。

委員長 他に何かございませんか。

委員 甲賀市の特認校制度では、特認校と指定された受け入れ側の学校児童は、別の特認校に就学することは出来ないのか、再度お伺いします。

学校教育課長 地域の説明会でそのような意見もいただきましたが、一般的には、児童数が少ない学級では先生の眼が行き届いてきめ細かな指導がしやすいというメリットが考えられますが、やはり子ども達の成長にとって、特に社会性を身につけたり、共に競い合ったりする上で集団の力が必要だと考えます。体育も音楽活動もそうですが、ある一定の人数によるなかでしか学習が成り立ちにくいものもございます。

そういったなかで、この制度の目的は、1つは特認校の児童数を増加させるということでありますことから、特認校から転出されますと、その目的が達成できないことがありますので、特認校から他の学校への就学は原則出来ないということにさせていただきます。しかしながら、特認校におきましても、例えば、学校へ行きづらいつつとか、保護者の勤務の関係で帰った時に誰もいないとか、特別なケースにつきましては、これまでから指定校変更という制度がございますので、その制度によって市内の他の学校に就学を変更することも可能でございます。

委員長 他に何かございませんか。

委員 特別支援を必要とする児童にとっては、特認校に指定された学校の教育環境というのは大いに魅力があると思いますが、反面、多数の児童が就学することになれば、元々おられた本来校と変わりのない環境になると思います。そういう意味では、特認校を選択した意味が低下すると予想されますが、特別支援を要する児童の受け入れに対する対応体制は整っているのかお伺いしたいと思います。

学校教育課長 委員ご指摘のように、この制度によって多数の児童が就学すること

は、特認校制度が活用されたということで大変有難いことですが、一方で特別支援を要する児童の受け入れについては、保護者のご理解をいただくなど十分考えていかなければならないと思っております。

次年度の特別支援を要する児童が、通常学級がよいのか、特別支援学級が望ましいのか、あるいは特別支援学校が望ましいのか、就学指導委員会の答申を踏まえて、保護者の思いも含めて決定を行います。特別支援学級を設置する場合については、次年度の入級者を見越して秋から学校で準備が必要ですし、県への最終の提出が11月初旬となっています。そのため、次年度については、その特認校に就学する児童のための特別支援学級を新設するということは考えておりません。しかしながら、特別支援学級が望ましいと答申が出ている児童が、特認校の通常学級に入学したいというような思いを持たれた場合については、少人数による指導という本来校とは違ったメリットはございますものの、更に特別な個別指導が必要かどうかについては、学校、保護者、教育委員会で受け入れについて協議をさせていただき、決定することとしたいと思っております。

教育長

現在、甲南第三小学校は特別支援学級はありますが、特別支援学級を新たに作らないといけないケースについては対応できません。通常学級のなかで就学できるという判断をいただいているお子さんについては、基本的には受け入れていこうと考えていますが、個々のケースについて慎重に検討しながら協議をさせていただきたいと思えます。

委員長

他によろしいですか。

委員

3点についてお伺いします。要綱の7条に就学の時期とありますが、特認校に就学する時期は4月1日となっています。ただし、教育委員会が認める場合は、この限りでないとなっていますが、期間については1年から卒業までとするのでしょうか、それとも毎年4月1日に申請書を提出しなければならないのでしょうか。

また、第10条で、特認校卒業児童が進学する中学校ですが、居住地の通学区域にある中学校とするということで、教育委員会が必要と

認める場合はこの限りでないとありますが、こういった意味なのでしょうか。

また、第13条でこの告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定めるとありますが、何か意図としてあるのかお尋ねします。

学校教育課長 第7条における時期については、4月1日から1年以上の通年通学をしていただくこととしています。基本的に途中での転入学は認めないということでございます。また、申請につきましては、毎年申請をしていただくこととなります。ただし書きの部分につきましては、4月1日が基本ですが、就学した特認校で学校に行きづらいケースが生じた場合等については、年度途中であっても協議を行います。

また、第10条につきましては、行きたい中学校を見越した特認校への就学というのは本制度本来の目的ではありませんので、このように定めています。特認校に行った経緯のなかで、前の学校で友達関係がうまくいかず特認校に行かれた場合、そのまま中学校においても行きづらくなるケースも考えられますので、そのような場合は、特認校への地域の中学校への就学も可能と考えます。

委員長 その場合において、教育委員会が認める場合ということですね。申請書については、毎年申請していただくということですが、いろいろなケースを踏まえて、保護者との話し合いのもとで慎重に行ってもらいたいと思います。

教育部長 委員3点目のご質問で、第13条の教育委員会が別に定めるという部分でございますが、この要綱につきましては、主要な部分を記載いたしております。内容の詳細部分については、当然ご指摘の部分もございまして、想定した内規的なものを第13条のなかで定める予定でございます。さらには、補助金関係につきましても前向きに考えておりますことから、別途補助金制度を確立するにあたりましては、補助金要綱として詳細な内容を記述しながら、予算計上等も考えるうえで定めてまいりたいと考えております。

委員長 他にご意見、ご質問ございませんか。

委員 特認校の話だけではなく、少子化は、市全体の施策のなかで、課題の部分もあると思いますが、他部署との連携はどのような形で行われているのかお伺いします。

教育部長 教育委員会だけで判断できる部分と、当然部署を跨ぐ場合がございます。通学的な要素になりますと、コミュニティバスとの関連、JR、信楽高原鉄道との関係については、関係部との調整をしながら市の政策として、しっかりと連携を行いながら共通理解のもと制度確立にむけ、共通的な観点で市の施策となるように制度化をさせていただければと思っております。

委員長 他に何かございませんか。

委員 いい資料を作成していただいていますので、各小学校や市のホームページに掲載していただきたいと思っております。

教育部長 ご指摘いただきましたホームページにつきましても、教育委員会としては広く周知をさせていただきたいと考えております。

委員長 他はよろしいですか。

(全委員 質問等なし)

委員長 特にないようですので、(1)議案第53号 甲賀市特認校制度実施要綱の制定については、通学に関する保護者の負担についてのご意見があったことを受けて、保護者への負担軽減として、通学費の補助について制度化されることを提言し、承認することとしてよろしいか。

(全委員 異議なし)

委員長 ありがとうございます。原案どおりご承認いただいたものとします。続きまして、2. その他連絡事項に移らせていただきます。

教育長 11月1日に発生しました東部給食センターの異物の混入についての事案がございました。委員の皆様にはご連絡を申し上げたところですが、詳細についてご報告させていただきます。

いずれにいたしましてもあってはならないことで、急に給食が出来ないということや、何よりも既に食べ終わっていた園児あるいは保護

者の方もいらっしゃったということで、給食本来の安心・安全の部分について十分に確保できなかったということにつきましては、誠に申し訳なくお詫び申し上げたいと思っております。

今後につきまして、この事態をどのように防ぐか、関係者とも対策を図りながら対応策について、ご報告させていただきます。

管理担当次長 記者連絡票をお渡しさせていただいておりますが、1日に事案が発生いたしました。概要に記載しておりますように、11時45分くらいに東部学校給食センターから教育委員会へ「副食のスープのなかに金属片が入ったという可能性がある」という連絡を受けまして、すぐ東部管内から配食している保育園、小学校、中学校にそのスープの提供中止を連絡させていただきました。しかし、早く食事をとる保育園や、当日甲賀北保育園においては、保護者会の試食会が実施されており、この園につきましては、園児、保護者ともに完食されておりました。保育園関連ですと、897人のうち62人が完食をされ、43の方が一部喫食、保護者が36名完食をされました。小・中学校においては配食はされていましたが、時間が遅かったためストップをかけることができました。

次のページにありますのがスライサーという野菜を切る機械で、直径50センチくらいあるのですが、刃先を見ていただいたら解りますように2ヶ所刃が欠けております。刃は、調理員が調理を終えると毎回外して洗浄をしますが、まずは水槽のなかにしばらく入れて、それから清掃されます。その時点で刃が欠けていることを調理員が気づき、マネージャーを通じて東部の所長から私の方に連絡が入りました。

翌日、現地調査に入らせていただきました。スライサー機を納入されている中西製作所に、スライサーの刃が簡単に欠けるのか問いたいただきました。見ていただきますように刃が2枚があるのですが、欠けているのは1枚だけでした。原因について、納入業者の中西製作所と議論をするなかで、調理関連について委託しています一富士フードサービス株式会社のマネージャーから、その日はまず人参、玉葱に5ミリ

のスライサーを使用し、その次にキャベツに10ミリのスライサーを使用したということと、5ミリから10ミリに切り替える時にスライサーの脱着をし、5ミリは異常がなかったのですが、10ミリでキャベツをスライスする際に機械音がしたということをご報告いただきました。ベルトコンベアで流れてくる野菜を上から押さえる部分に、柔軟な動きを調整するバネの箇所があるのですが、この部分が何らかの拍子に外れ、刃先の部分に先があたり、刃先が毀れたということが判明しました。

また、記者発表時には食べた可能性があるという報道でしたが、2日に現場で調理の流れを一部始終確認させていただきますと、スープに使用した人参、玉葱は5ミリで作業され、キャベツは保育所に配送する第1の釜の分については、手で切っていたということで、報道した保育園のスープにつきましても、全く刃が入っていないということが判明しました。入った可能性があるのは、小学校並びに中学校分の第3の釜のスープのなかであるということで、刃先を口にされたことはないということが解りました。刃先はどうなったのかについては、学校でも確認をしてもらい、戻ってきたスープにもチェックをかけたのですが、見当たりませんでした。スライサー機の淵についていたのではないかと。また、スライスした野菜を一旦ボールに受けて、ボールから釜に入れる際、ボールに付着したのではないかと。あるいは釜で茹でた際、釜の淵や底に残ったのではないかと。このようなことが考えられますが、水洗いで流されたか、最終的にどこにあったのか不明となっております。

業者の一富士については、今後、二度とこのようなことがないように、中西製作所についても、何らかの対策を講じ、機材に対しての工夫ができないかということをご指導いたしました。

本来ですと、調理員が刃を脱着する際にチェックしていれば、混入の可能性が判明したということですので、チェック体制や、報・連・相を徹底して行うように2日に指示をさせていただき、報告を待つて

いるところですよ。

委員長 　ただ今の報告の件で、何かご質問ございませんか。

（全委員 質問等なし）

委員長 　以後、十分に管理や点検について徹底いただき、二度とこのようなことが起こらないように対処いただきたいと思います。

（２）平成２４年第１４回（１１月定例）教育委員会については、１１月２０日（火）午前１０時３０分から開会いたしますので、ご出席いただきますようお願いいたします。連絡事項としましては以上のとおりでございます。

子ども達が半ズボン姿で通学している姿を目にしますが、気候的にも寒くなってきました、今年はインフルエンザが非常に猛威をふるうとマスコミ等で報道されています。健康管理につきましては、うがい手洗いを徹底して励行していただきますようお願いいたします。

それでは最後に、教育長より一言お願いします。

教育長 　ありがとうございました。本日は、特認校の新しい取り組みをさせていただくということで協議いただきました。

通学補助の件につきましては、予算の関係もございますので、財政部局との協議を更に行い、最終的には市議会に上程してお認めいただければなりません。委員長から指示がございましたように、しっかりと制度を策定させていただき、保護者の皆様方が少し距離はあるけれども、そのような教育環境なら通わせたいと考えていただけるよう更に詳細について検討、進めてまいります。この件につきましては、後日、ご報告させていただきますことを申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

委員長 　それでは以上を持ちまして、平成２４年第１３回甲賀市教育委員会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午前１１時０８分〕